

新戦略策定のための資産運用立国推進分科会の開催について

〔 令和 7 年 12 月 26 日
日本成長戦略会議議長決定 〕

- 1 我が国の成長戦略を加速させるためには、金融の力が必要であり、「資産運用立国」に向けた取組を更に推進・発展させ、金融の力で、日本経済と地方経済の潜在力を解き放つとともに、国民の豊かさを向上させるための戦略を策定すべく、日本成長戦略会議の下に、新戦略策定のための資産運用立国推進分科会（以下「分科会」という。）を開催する。
- 2 分科会の構成員は、次のとおりとする。ただし、分科会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができるものとする。

分科会長	内閣府特命担当大臣（金融）
分科会長代理	内閣官房副長官（衆）
構成員	宇井 理人 ブランズウィック・グループパートナー
	上田 亮子 京都大学経営管理大学院客員教授
	大槻 奈那 名古屋商科大学大学院教授
	坂本 孝司 TKC 全国会会長
	菅野 暁 東京大学理事（CFO）
	武田 洋子 株式会社三菱総合研究所常務研究理事
	野崎 浩成 東洋大学国際学部教授
	藤田 真理子 株式会社 LIXIL 執行役専務 CFO、 経理・財務・IR・Risk Management 担当
	松岡 直美 ソニー銀行株式会社代表取締役副社長
	家森 信善 神戸大学経済経営研究所教授

- 3 分科会の庶務は、金融庁、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房日本成長戦略本部事務局において処理する。
- 4 前三項に定めるもののほか、分科会の運営に関する事項その他必要な事項は、分科会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、決裁の日から施行する。
- 2 資産運用立国推進分科会の開催について（令和 5 年 10 月 4 日新しい資本主義実現会議議長決定）は廃止する。ただし、廃止前の資産運用立国推進分科会において検討した事項等については、分科会に引き継がれるものとする。